

東京農工大学名誉教授称号授与細則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(提出書類)</p> <p>第1条 東京農工大学名誉教授称号授与規程(以下「規程」という。)第2条の規定により組織及び施設の長が申し出る場合は、次の文書を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p>(提出書類)</p> <p>第1条 東京農工大学名誉教授称号授与規程(以下「規程」という。)第2条の規定により組織及び施設の長が申し出る場合は、次の文書を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 推薦書(概要)</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	

附 則 (細則第7号)

この細則は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。